

2026 年 8 月 28 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）
（仕組預金関係）に対する意見について

2026 年 7 月 30 日（木）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙
のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申
しあげます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）（仕組預金関係）に対する意見について

#	該当箇所	意見等
1	改正全般	改正案に示されている商品概要資料や重要情報シート等の整備には、一定の時間を要するため、施行準備期間や態勢整備のための経過措置等猶予期間を設けていただきたい。
2	(別紙1)Ⅲ-3-3-2-2(3)③※ (別紙2)Ⅱ-3-2-5-2(3)③※	「仕組預金で複雑な仕組みを有するもの」に掲げる「銀行が預入期間を繰り上げる権利を有するもの」について確認したい。 預入期間の繰上げに関して銀行側に裁量（権利）がなく、預入時に執行条件が確定している（客観的数値で預入期間の繰上げが決まる（トリガー型））商品や、顧客側に預入期間を繰上げる権利がある商品は含まれないという理解でよいのか。
3	(別紙1)Ⅲ-3-3-2-2(3)③※ (別紙2)Ⅱ-3-2-5-2(3)③※	「仕組預金で複雑な仕組みを有するもの」に掲げる「銀行が預入期間を延長する権利を有するもの」について確認したい。 当協会が定める「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」においても、「複雑性を有する仕組預金」を定義しており、「⑤預入期間の延長につき銀行が選択権を有している特約が付されており、 <u>預入時に特約の執行条件が確定しておらず、その選択権を行使する要因が明らかにされていないもの</u> 」については、複雑性を有するとしている。 今回の監督指針改正案に掲げる「銀行が預入期間を延長する権利を有するもの」の方が、定義としてはより広い概念と思われるが、複雑性を考えるうえで、「特約の執行条件が確定している／していない」といった点や、「選択権を行使する要因が明らか／明らかではない」といった点は、考慮要素たり得ず、「銀行が預入期間を延長する権利を有する」ということ自体が「複雑な仕組み」という理解でよいのか。

#	該当箇所	意見等
4	(別紙 1) Ⅲ-3-3-2-2(3)③※ (別紙 2) Ⅱ-3-2-5-2(3)③※	「仕組預金で複雑な仕組みを有するもの」に掲げる「預入通貨と払戻通貨が異なる可能性があるもの」について確認したい。 当協会が定める「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」においても、「複雑性を有する仕組預金」を定義しており、「②預入時に利率が確定しておらず、満期時の払戻通貨が預入通貨と同じ通貨で払戻されないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）」については、複雑性を有するとしている。 これまで当協会の会員銀行は、当協会のガイドラインの定義を踏まえ、「複雑性を有する仕組預金」への対応を行ってきたところ、平仄をとり、「預入時に利率が確定しておらず」といった条件を追記いただくことを検討いただきたい。 また、追記ができない場合、今回の監督指針改正案に掲げる「預入通貨と払戻通貨が異なる可能性があるもの」の方が、定義としてはより広い概念と思われるが、複雑性を考えるうえで、「預入時に利率が確定している／していない」といった点や、「金利の変動率を金利指標の変動率に一致させる／一致させない」といった点は、考慮要素たり得ず、「預入通貨と払戻通貨が異なる可能性がある」ということ自体が「複雑な仕組み」という理解でよいか。
5	(別紙 1) Ⅲ-3-3-2-2(3)③※ (別紙 2) Ⅱ-3-2-5-2(3)③※	「仕組預金で複雑な仕組みを有するもの」に掲げる「預入通貨と払戻通貨が異なる可能性があるもの」、および当協会が定める「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」における「複雑性を有する仕組預金」の定義に該当しない、「預入通貨と払戻通貨が異なる商品（預入時に利率も払戻通貨も異なることが明確であるもの）」は対象外であり、特定預金等となるとの理解でよいか。

#	該当箇所	意見等
6	(別紙 1) Ⅲ-3-3-2-2(3)③ハ (別紙 2) Ⅱ-3-2-5-2(3)③ハ	解約手数料の水準およびその決定要因、提供金利の構成等については、商品の特性、顧客属性、販売形態、取引実態等に応じて、顧客にとって分かりやすい説明がなされることが重要であると理解している。 この点、監督指針上の列挙事項は、説明事項の例示であり、実勢値や詳細な内訳割合等の具体的な記載方法を一律に求める趣旨ではなく、各金融機関において、商品性や顧客への説明の分かりやすさを踏まえ、合理的な記載内容・説明方法を設計することが可能であるとの理解でよい。
7	(別紙 1) Ⅲ-3-3-2-2(3)③および③ハ (別紙 2) Ⅱ-3-2-5-2(3)③および③ハ	仕組預金で、「複雑な仕組みを有するもの」の具体的な商品性が示されているが、①預入期間を延長または繰上げる権利を有するもの、②通貨が預入時と払戻時で異なるもの、各々でリスク特性は異なるものと認識している。 従って、リスク説明に関する留意事項として示されている、a～f に関しては、各々の商品性に照らして記載すべき事項と整理することで問題はないか。
8	(別紙 1) Ⅲ-3-3-2-2(3)③ハ (別紙 2) Ⅱ-3-2-5-2(3)③ハ	監督指針改正案では、「契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をして説明しているかを検証するものとする。なお、これらの事項については、上記商品概要資料又は重要情報シートにおいて、顧客にとって分かりやすい記載が求められることに留意するものとする。」と記載されている。 具体的な対応として、契約締結前交付書面をもとに、お客さまに提出いただく申込書において、留意点についてはお客さま自身に記入いただき確認を行うことを想定している。このような対応により、監督指針案において求められる対応を満たしているとの理解でよい。
9	(別紙 1) Ⅲ-3-3-2-2(3)③ハ (別紙 2) Ⅱ-3-2-5-2(3)③ハ	監督指針改正案では、「契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をして説明しているかを検証するものとする。なお、これらの事項については、上記商品概要資料又は重要情報シートにおいて、顧客にとって分かりやすい記載が求められることに留意するものとする。」と記載されている。 上記を踏まえ、a～f を記載した商品説明書（契約締結前交付書面）と同時に交付して説明に使用する補助資料には、a～f を重複して記載する必要まではないとの理解でよい。

#	該当箇所	意見等
10	(別紙 1) Ⅲ-3-3-2-2(3)③ハ b, c (別紙 2) Ⅱ-3-2-5-2(3)③ハ b, c	リスク説明について、「b. 適していない顧客属性」/「c. 適している顧客属性」における「顧客属性」を顧客の運用ニーズ属性と捉え、「～という運用ニーズのある/ない顧客」という記載をするイメージで考えているが、こうした考え方で問題ないか。
11	(別紙 1) Ⅲ-3-3-2-2(3)③ハ d. i)～iv) (別紙 2) Ⅱ-3-2-5-2(3)③ハ d. i)～iv)	現行の商品概要資料においても、解約損害金の例を具体的な金額で示しているが、追加事項についても具的な数値で示す必要があるか。 また、仕組預金の解約損害金の例については、代表的な預入金額・預入期間・適用利率・基準日における想定シナリオをもって定期的に算出するもの（提示条件毎に、個別に解約損害金を算出するのではない）として問題ないか。
12	(別紙 1) Ⅲ-3-3-2-2(3)③ハ d. ii)および e. iii) (別紙 2) Ⅱ-3-2-5-2(3)③ハ d. ii)および e. iii)	複雑な仕組みを有する仕組預金のリスク説明に関する留意事項について、「d. 解約手数料の水準及びその決定要因」の「ii) オプションプレミアム価値」や、「e. 提供金利の構成」の「iii) オプションプレミアムの性質」とは、具体的にどのような内容を想定しているのかご教示いただきたい。
13	(別紙 1) Ⅲ-3-3-2-2(3)③ハ d. i)～iv) (別紙 2) Ⅱ-3-2-5-2(3)③ハ d. i)～iv)	「d. 解約手数料の水準及びその決定要因」について、(※)には、水準および決定要因として「以下のような事項」とあるが、募集回号ごとに条件や市場環境が異なるため、個別の項目について具体的な定量データを示すことは困難と想定される。 については、おおまかなレンジ表記や、具体例を出すなどの定性的な説明による対応で問題ないか。
14	(別紙 1) Ⅲ-3-3-2-2(3)③ハ e. i)～v) (別紙 2) Ⅱ-3-2-5-2(3)③ハ e. i)～v)	リスク説明について、「e. 提供金利の構成」の具体的な開示が求められているが、「オプションプレミアム」を複雑な仕組預金の金利と一般の定期預金の金利との差と捉え、例えばコーラブル定期におけるオプションプレミアムに相当する上乗せ金利を、店頭商品である定期預金の金利との差分として示すことで問題ないか。 また、例えば、顧客向けの金利および一般の定期預金金利からの上乗せ金利は確定しているものの、役務の対価および市場取引に要する費用が未確定の場合は、iv)、v)について汎用的に幅のある記載（内訳の割合の記載）をすることで問題ないか。

#	該当箇所	意見等
15	(別紙 1)Ⅲ-3-3-2-2(3)③ハ e. およ び e. i) ～ v) (別紙 2)Ⅱ-3-2-5-2(3)③ハ e. およ び e. i) ～ v)	「e. 提供金利の構成」について、「iv) 役務の対価相当額またはこれに相当する額の割合」と 「v) 市場取引に要する費用またはこれに相当する額の割合」とあるが、既に重要情報シート 上には、役務の対価相当額として販売手数料を、市場取引に関する費用として市場取引関係費 をレンジ表記ではあるが記載をしており、これらと結び付けた説明が求められるという理解 でよい。

以 上